

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷五十四第

行發日一月七年二十和昭

論叢

人口政策に就いて……………文學博士 高田保馬

農作物の收穫保險に就いて……………經濟學博士 八木芳之助

現代變革期に於ける日本國民經濟學の意義……………經濟學博士 石川興二

時論

統制經濟と農山漁村對策……………經濟學博士 蜷川虎三

研究

ハロツ下の景氣循環論……………經濟學士 飯田藤次

普通銀行の支拂準備金……………經濟學士 上野淳一

說苑

安民主義的統制の必然……………經濟學士 大塚一期

取引税の一論據……………經濟學士 柏井象雄

會計學に於ける財産及び資本……………經濟學士 尾上忠雄

建築統計……………經濟學博士 沙見三郎

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

普通銀行の支拂準備金

上野 淳 一

目次

- 一 支拂準備金の意義
- 二 非常時に於ける支拂の準備
- 三 銀行法施行細則に規定する支拂準備

一 支拂準備金の意義

銀行は、一方に於て、預金者に對しては、その預け入れを受けたる資金を安全に管理し、それを確實に拂戻すべき立場にあると共に、他方に於ては、この預金として受け入れたる資金を、なるべく多く貸出に振り向けて、社會の資金需要に應ずべき立場にあり、この一見兩立し難き立場を完全に融合兩立せしむる所に、經濟上の特殊の職能を持つのである。更にまた、銀行は、預金に對して通常一定の利子を支拂ふことを負擔するものであるが、この利子の支拂は、預金たるの資金を貸出により利殖することによつて可能なる所である。

こゝに於て、銀行がその預金として預け入れを受けたる資金の中、幾許を保留すれば日常の拂戻要求に應ずるに不足することなきかの限度を知ることが、甚だ必要であると共に、これを知ることが、即ち、貸出に運用し得る資金の限度を知る所以であり、これらの確認の上に立つことによつて、銀行が初めて、その經濟上にもつ所の

特殊の職能を全うし得ることとなる。私が、こゝに銀行の支拂準備金を研究するは、蓋し、この趣旨に於てである。たゞ、本論に於ては、普通銀行の支拂準備金の意義を明かならしむるを主眼となし、その他の問題は、次の機會に於てこれを取扱ふこととする。

銀行の支拂準備金 (Reserve) といふものには二つの意義がある。その一つは、兌換銀行券の發行に對して保有する兌換準備であつて、中央銀行に於ける正貨準備 (Gold reserve) 並びに、保證準備が即ちそれである。他の一つは、銀行が預金、貸出、爲替等の業務上、何時にても支拂に應じ得るがために保有する所の資金である。この二つは等しく支拂準備金といふ言葉に含まれるものであるけれども、その性質を異にするものである。こゝに研究せんとする所は、専ら普通銀行の支拂準備金に就てであつて、中央銀行、特別銀行及び貯蓄銀行のそれを姑く論外に置くのであるから、謂はゞ狭き意味に於ける支拂準備金である。それ故に、本論に於て謂ふ所の支拂準備金 (Bank reserve, Banking reserve, Cash reserve) とは、普通銀行が、その銀行業務上の支拂に應ずるために、何時にても支拂ひ得る形態に於て保有する所の資金なりと定義することが出来る。

普通銀行の業務は、大別して主要業務、兼營業務、附隨業務に分たれるが、支拂準備金の考察に於て必然的關聯を有するは、その主要業務であり、就中、預金業務と貸出業務 (貸付業務及び割引業務) とである。

先づ、預金業務との關聯に於て支拂準備金を考察するに、それは、預金の引出に應ぜんとするものであるから、それについては先づ預金なるものゝ性質を明かにしなければならぬ。預金なるものは銀行がその取引先より一定

の形式に於て預りたる資金である。そして、その形式の如何によりて預金の種類なるものが生れるのであるが、如何なる形式をとるにしても、その支拂の時期について格別の約束なきときは、預金者が預金の引出を需むるときに、何時にても支拂はねばならぬ性質のものであり、また、預金に一定の期間の定めあるときは、その期間の經過後に於て支拂が需めらるるならば、これを拂戻さねばならぬ性質のものであつて、何れの場合に於ても、その支拂は通貨を以てせねばならぬことは言ふまでもない。

資金が預金として預け入れられるときの現實の形態は、本位貨幣、補助貨幣、政府紙幣、銀行券の如き現金通貨なることもあり、または手形小切手の類を以てする所の預金通貨、即ち預金の振替たることもある。預金の引出が請求せられる場合に、銀行が支拂ふべき資金の現實の形態も亦同様に、現金通貨か或は預金通貨かの何れかである。もとより、現金を以て預け入れられたる預金が、現金で引出されるとは限らず、また、手形小切手の類を以て預け入れられたる預金が、手形小切手を以て引出されるとも限らず、何れの形態を以て預け入れられたる資金も、一度銀行の預金となりたる以上、その引出に際しては、銀行は預金者が要求する所の通貨形態を以て、即ち現金通貨か預金通貨か、何れかその望む所の通貨を以て、支拂はなければならぬ。従つて、支拂準備金も亦、現金通貨と預金通貨との兩種の形態に於て保有しなければならぬこととなる。

次に、貸出業務に關聯して支拂準備金を考察するに、今日、銀行が貸出を許容したる場合に於て、その貸出さるゝ資金は、貸出の約束成立と同時に、現金を以て貸出されることも無い譯ではないが、多くの場合に於ては、その貸出金額を直ちに現金を以て交付する事をなさず、貸出と同時に、一應、預金に振替せしむるか、或は、貸出金

額を預金の引出と同様の方法を以て引出す事を承諾するか(當座貸越)によるのである。

貸出の約束成立と同時に現金が支拂はるゝ場合にあつては、已に資金は支拂はれたのであるから、これに對して支拂準備の問題は存在しない。併し、貸出資金が預金として振替へられたる場合には、その預金は殆ど總て、當座預金または、特別當座預金の形を採るのであり、且つその金額はやがて幾許もなく引出さるゝものである。貸出金額が預金の引出と同じ方法を以て引出さるゝ場合(當座貸越)には、普通の當座預金と同様に、何時引出されるかも知れないものであるけれども、また必ずしも引出さるゝとは限らないものである。何れにしても、この二つの場合に於ては、支拂準備金を必要とする。而して、その支拂準備は前述の預金の場合と同様、現金通貨か預金通貨かの形態で保有しなければならぬ。

銀行がその主要業務たる預金、貸出の兩業務を営む限りは、通貨の支拂の義務を負ふものであり、従つて、通貨支拂の準備として、現金通貨及び預金通貨の形態に於て、或る一定額の資金を保有しなければならぬこととなるのは、上述の如くである。更に換言すれば、現金通貨の預け入れによつて生じたる預金、預金通貨の手段たる手形小切手類の預け入れによつて生じたる預金、貸出手取金の預け入れによつて生じたる預金及び支拂承諾の形式に於て與へられたる貸出の許容(當座貸越)の別なく、銀行は現金通貨と預金通貨との二形態に於て支拂準備金を保有しなければならぬのである。

支拂準備金は、上述せる如く、現金通貨と預金通貨とより構成されるべきものであるが、支拂準備金としての現金通貨は如何なる場合に銀行から支拂はれ、また、支拂準備金としての預金通貨は如何なる場合に銀行から支拂

はれるか。これらの問題を解決することにより、支拂準備金の更に具體的なる資金の形態が明瞭となるのである。

今日の金融機構に於て現金通貨が必要とせられるのは、主として日常生活費並びに勞銀の支辨のためであり、人々はこれらの支拂を決済する必要上、現金通貨を手許に保有する。併し、それらの支拂決済に、必要にして且つ充分なる金額を越えた過剰現金は、概ね、預金として銀行に預け入れる。銀行の立場から言へば、かくの如き事情によつて、預金として現金通貨の預け入れを受くるのであるが、而も他方に於ては、預金者に於ける日常生活費の支拂並びに勞銀の支拂のために、現金通貨が、預金より引出される。従つて、銀行は、かくの如き用途のための預金——主として特別當座預金——に對しては、支拂準備金を現金通貨の形態で保有しなければならない。

併し、銀行は右に述ぶる如く、日常、窓口に於て一方では現金通貨の支拂をなすと共に他方では現金通貨の受入をもなすのであるから、一日中に支拂ふべき現金通貨の全額を、豫め、準備して保有する必要はない。即ち、 $\text{支拂現金額} < \text{受入現金額}$ の場合には、 $\text{支拂現金額} - \text{受入現金額}$ を保有すれば足り、また、 $\text{支拂現金額} > \text{受入現金額}$ の場合には支拂現金額は受入現金額を以て賄はれてゐるのであるから、現金通貨を準備する必要はない譯である。併し、その何れの場合に於ても、預入と引出とが時間的に前後あるを免れないのであるから、その意味に於て常に若干の現金準備を必要とする。殊に、現金支拂額が現金受入額を超過する傾向の大なる場合は、現金通貨の支拂準備金を豊富に保有しなければならぬ。かくることは、平時にあつては生活費の支拂及び勞銀の支拂が比較的多額に達する時期たる月末年末等に於てである。

上述の如く、銀行は日常の支拂に應ずるために現金通貨を保有しなければならぬのであり、この目的のために保有せらるゝものを、私は、——後に述ぶる所の中央銀行への預け金の形に於て持つ所のものと共に——支拂準備金と見るのである。然るに英米に於ては、かゝる平常の營業上の需要に應ずべき支拂資金を、"Till money" (或は單に "Till") または、"Counter cash" と稱し、支拂準備金と區別すべきものと考へられて居る。¹⁾ かの W. Bagehot の如きは、かくの如き平常の營業上の需要に應ずべき支拂資金は、支拂準備金に包含せしむべきではないと言ひ、支拂準備金と名付けらるべきものは、非常且つ稀なる需要に應ずるために保有する安全資金なりとするのである。即ち曰ふ、

But here a distinction must be made. It is to be observed that properly speaking we should not include in the "reserve" of a bank "legal tenders," or cash, which the bank keeps to transact its daily business. That is as much a part of its daily stock-in-trade as its desks or offices; or at any rate, whatever words we may choose to use, we must carefully distinguish between this cash in the till which is wanted every day, and the *sejczy-fund* as we may call it, the special reserve held by the bank to meet extraordinary and unfrequent demands.

かくの如き、日常支拂のために保有する資金を、支拂準備金と名付くべきか、非常且つ稀なる需要に應ずるために保有する資金を支拂準備金と名付くべきかといふ問題は、命名上の事柄であつて實質上の問題ではない。たゞ私がこゝに問題とする所は、銀行が業務上の支拂に應ずるために何時にても支拂ひ得る形態に於て保有する所の資金の性質と、それが銀行の全資金の運用の上にもつ所の關聯的作用とである。私はかゝる資金を支拂準備金と名付くるものであるから、銀行が日常の支拂のために保有する現金通貨は、當然、支拂準備金と看做するので

1) Bagehot, W., Lombard Street. (edited by Withers, H.) London 1915. p. 26.
Munn, G. G., Encyclopedia of Banking and Finance. N. Y. 1935. p. 719.
Thomson, W., Dictionary of Banking. London 1932. p. 684.

ある。従つて、私の問題とする立場よりいへば、Bagehot その他の上述の如き區別は適切ならずと考へる。今、我國の慣行についてこれを見るに、かくの如き日常出納資金的なる支拂準備金をこむしろ支拂準備金と考へられ得る。例へば、我國大都市の普通銀行小支店、或は出張所にあつては、各々、本店或は大支店に諸勘定を依存する關係より、平常、業務上の支拂に應ずるための準備としては、日常出納資金のみを保有し、後に述ぶるが如き交換尻決済資金、或は支拂準備金となり得るその他の資金はこれを保有しないのである。従つてこれらの銀行に於ては日常出納資金を以て即ち支拂準備金と考へるの外ないのである。

C. F. Dunbar は支拂準備金を定義して、銀行が要求拂債務 (Demand liabilities) の支拂に應ずるために、その掌中に保有する現金の準備を意味するとなす。²⁾この點 Bagehot と異り寧ろ私の用法に近きものである。併し、この命名は、寧ろ狭きに過ぐる嫌ひがある。即ち、我國に於ける普通銀行の預金の主たるものについてこれを見るも、銀行の立場から言つて、當座預金と特別當座預金とは、所謂要求拂の債務たるものであり、これに對して支拂準備金をもたねばならぬことは言ふまでもなき所であるけれども、その他にも通知預金に對しては、支拂要求の通知を俟つて、また定期預金に對しては、その満期日の到來に當つて——全部に對しては必要はないが——その或る部分に對しては、矢張り何れも支拂準備金を保有しなければならぬ。更に、支拂準備金は現金ばかりではなく、次に述ぶるが如く、預け金を以ても保有しなければならぬ。Dunbar はかゝる點を見落してゐるのである。

次に、支拂準備金としての預金通貨について觀察するに、銀行の預金に對しての支拂請求、或は貸出に對して

2) Dunbar, C. F., The Theory and History of Banking. N. Y. and London 1929. p. 43.

の借受請求は、前述の如く、現金通貨を以て需要せられる外に、また預金通貨を以て引出されて、その取引先に對する支拂の決済に充てられるものである。こゝに、預金通貨が支拂の決済に充てられるといふ意味は、預金のまゝでその所有者を轉換するといふことである。今日の金融機構に於て預金通貨が支拂の決済に充てられる場合は、主として卸賣取引、その他巨額の取引（生産財取引、資金投下の取引の如き）に於てであり、その手段たるものは主として手形小切手である。預金のまゝでその所有者の轉換が行はれるには二つの場合がある。第一の場合は、手形小切手の振出人と受取人とが同一銀行に取引關係を有する場合であつて、この場合に於ては、支拂人たる銀行は、振出人の預金勘定、又は借受人の貸出金額を、受取人の預金勘定へ帳簿上の振替記入をなすことにより、支拂を決済する。即ち、現金通貨を用ひずして支拂決済が行はれるのである。かくの如き自行宛の手形小切手に對しては、支拂準備金が必要とせられないことは自ら明かである。

第二の場合は、手形小切手の振出人と、その受取人とが互に相異なる銀行に取引關係を持つ場合であつて、受取人が彼の取引銀行へ持參せる手形小切手は、支拂銀行（振出人と取引關係ある）より取立てられなければならない。かゝる他行宛の手形小切手は、今日の金融機構に於ては、毎營業日、手形交換所に持寄られ、各銀行間に於て受取金額と支拂金額とを計算して相殺をなし、その差額は中央銀行（我國に於ては日本銀行）に於ける預ケ金への預け入れ、或は預ケ金からの引出の形式を以て、交換尻の決済として行ふのである。各銀行はこの交換尻決済資金として中央銀行に當座預金の口座を開いてゐる。我國に於ては、この預金は當該銀行の勘定科目に於ては、日本銀行への預ケ金として取扱はれてゐるものであり、日本銀行に於てはその營業報告に一般預金と稱して記載されてゐる

昭和十年各月末日平均	一四〇	八六〇
昭和十一年各月末日平均	一四〇	八六〇

次に、右の手形小切手中、自行宛振替と他行宛との割合は次の如くである。⁽²⁾

	自行宛振替	他行宛
昭和九年各月末日平均	三〇〇 ^{割分厘}	七〇〇 ^{割分厘}
昭和十年各月末日平均	三〇七	六九三
昭和十一年各月末日平均	三〇二	六九八

右の他行宛手形小切手は、手形交換所に持寄らるゝ全部であるから、手形交換高を形成する。その手形交換高から、交換によつて相殺される部分を差引きたる残高は、即ち交換尻である。今、手形交換による相殺部分と交換尻との割合を見るに、次の如くである。⁽³⁾ (この項は金融事項参考書昭和十一年調一四二、一四三頁より算出)

	相殺部分	交換尻
昭和九年各月平均	八〇四 ^{割分厘}	一九六 ^{割分厘}
昭和十年各月平均	八〇七	一九三
昭和十一年各月平均(一月より六月まで)	八〇七	一九三

従つて、我國に於ける銀行(特別銀行、貯蓄銀行をも含む)に對して請求せらるゝ支拂要求額を假に一〇〇〇として、現實に支拂はれる部分を概算すれば、先づ、現金通貨を以て支拂はるゝ部分は一四〇、次に、交換上に於て負け方と

なりたる場合に、預金通貨を以て支拂はるゝ部分は、 $116 \left(1000 \times \frac{860}{1000} + \frac{700}{1000} \times \frac{193}{1000} = 116.186 \right)$ となる。従つて、銀行が日常その業務上、實際に於て支拂の必要となる額は大體平均的にいへば、支拂の要求を受くる總額一〇〇〇に對して一四〇（交換上勝ち方の場合）又は二五六（交換上負け方の場合）である。故に、銀行が支拂準備金として日常用意するを必要とする金額は、この支拂要求を受くべき金額ではなく、その一小部分を以て足ることは明かであらう。

二 非常時に於ける支拂の準備

支拂準備金は、右に述ぶるが如く、銀行が平常の業務上の支拂を圓滑に遂行すべく保有されるものであつて、これによつて營業の安全性が確保さるべき筈である。然るに金融界が聊かでも動搖し、銀行に對する信用が低下するが如き非常時に直面した場合に於ては、要求拂の性質を有する當座預金及び特別當座預金に對してのみならず、已に期限の到來せる通知預金、定期預金及びその他の預金に對して、預金者は一時にその現金引出を請求することとなる。所謂、銀行取付であつて、銀行はかゝる緊急非常時に際して現金拂戻の要求に應ずるためには、平素保有する支拂準備金のみならず、依存することは全く困難である。従つて、それが對策として、何時にても支拂準備金となり得る資産を、平素に於て保有することにより、銀行業務の安全性を確保しなければならぬ。

前述せし如く、Bagehot は、私の謂ふ所の支拂準備金を以て、日常出納資金と名付け、これを所謂支拂準備金に包含せしめず、支拂準備金を以て、銀行が非常且つ稀なる支拂の要求に應ずるために保有する安全資金 (Safety-

fund) なりとし、また我國に於ても、支拂準備金とは銀行が預金の不時の引出に應ずるために保有する資金なりと定義する學者もある。

併し、現實に於て、私の謂ふ所の支拂準備金なるものは、平時たると緊急非常時たるとを問はず、支拂の請求に對して、何時にても支拂ひ得る形態に於て保有せられてゐる。従つて、非常時に於ても、勿論その支拂に充てられる。たゞ緊急非常時に際しては、前述の支拂準備金のみを以てしては、その引出の需要に應ずるには足りないの言ふまでもない。併し、かゝることは、一方より言へば、何時起るかも知れないものであるけれども、他方より言へば、また稀にしか起らないものである。従つて、かくの如き場合に對する準備としては、必ずしも、通貨や中央銀行に於ける預ケ金を以てするの要はない。その場合に際して、容易に支拂資金となり得る資産を以て準備すれば足る。かゝる資産が私の謂ふ所の支拂準備金たり得る資産なるものである。緊急非常時に際しては、銀行は、平素、支拂準備金たり得る資産として保有せるものを、支拂準備金化して取付に應ずればよいのである。それ故に、支拂準備金そのものは、これを平時の支拂準備金のことに限定し、非常時の所謂支拂準備金はこれと區別して觀察することが、寧ろ正當である。故に、私を以てこれを言はしむれば、支拂準備金を以て緊急非常時の支拂資金とするは、明かに支拂準備金と支拂準備金たり得る資産とを混同せるものに他ならない。然らば、支拂準備金たり得る資産とは如何なる性質のものであり、また、何故に、支拂準備金そのものと、支拂準備金たり得る資産とは區別して觀察しなければならぬものであるか。

銀行は、預金に對して、支拂要求に確實に應じ得ることに於て、その業務の安全性を保ち得るのであるが、そ

れと共にまた、貸出の要求に應じ得ることに於て、金融機關たるの職能を全うし得るのである。銀行が預金に對して、その拂戻の要求に如何に確實に應じ得る状態にあるにしても、貸出の要求に應ずることが出来なければ金融機關たるの意味を失ふこととなる。銀行が金融機關たるの職能を愈々多く盡さんとするについては、その預金として受け入れたる資金のうちの出来得るだけ多くの部分を、貸出に振り向けなければならぬ。こゝに於て銀行は、預金の拂戻の請求に應じ得る確實性を害せざる限度に於て、貸出をなすことによつて、金融機關たるの職能を盡すと共に、預金者に對する安全性を保障し居るものと言はなければならぬ。

殊に、銀行は、預金に對して通常若干の利子を負擔するのみならず、その業務經營上の經費をも要するのであるが、それらは、貸出によつて受くる所の利子を以て支辨するの他はない。而も、貸出資金の固定化や貸倒れを避くるには、貸出利子の高率を望むことを得ずして、低率に満足するの他はない。低率の貸出に満足して而もその利子収入を多からしめんとすれば、預金として受け入れたる資金の中、その支拂準備金として保有する額に對する、貸出の額の割合を出来得る限り大ならしめなければならぬ。

それがためには、銀行は、その平常の業務に於て、預金の引出請求により現實に支拂ふこととなる所の金額は——當座貸越として引出さるゝ金額もこれと同様の性質を有するものであるから、この金額も同時に考慮に入れるべきではあるが、用語の簡略のために、以下單に預金の引出請求額といふ語を以てこれを代表せしめる——預金に對して、——これも當座貸越契約の限度を同時に考慮に入れることとして——幾許の割合を占むるものであるかを知ることが必要とする。この割合を知ることによつて、平常手許に支拂の準備として保有すべき額を知

り、同時に、貸出に充て得る額を知ることが出来るのである。即ち、平常の業務に於て支拂の必要のための準備金額を知ることが、銀行が金融機關としての職能を盡すための活動の限度——貸出の限度——を知るために必要なのである。

銀行取付の起るが如き緊急非常時に於ける支拂も、銀行として無用意であるべきではない。併し、銀行取付の如きは、極めて稀なるものであるから、この場合に對する準備は、平常の支拂準備と全く分離して處置すべきである。若しも、非常時の銀行取付に拘泥して、預金として受け入れたる資金を、貸出に活用することがなければ、銀行は全くその社會的金融機關たるの職能を放棄するの他なきこととなる。

殊に、貸出の中にも相當の利子を生みながら、何時にても、而も容易に、通貨の形態に復し得るの方法に於て行ひ得るものもある。コールローンや短期手形の割引の如きはこれである。また、貸出の變形たる有價證券の投資の如きも、大藏省證券や國債の如きは、賣却若しくは擔保により、容易に通貨となすことが出来るものである。銀行はかくの如き方法によつて投資をなせば、今日の發達したる金融機構に於ては、——中央銀行の進歩したる兌換券發行制度と相俟つて——その緊急非常時に對する用意として缺くる所はないのである。

かくの如く、緊急非常時に對する用意としては、自ら、その方法の存するものであり、而も、それは、平素に於て貸出投資の運用の下にあることによつて、銀行が金融機關たる職能を盡すことに於て働いてゐるのであり、支拂準備金が預金の支拂要求に對する用意として存在するに相對して、銀行をして銀行たるの作用を営ましめてゐるのである。故に、緊急非常時に對するものは、平常は支拂準備金として通貨の形態に於て保有するの要

なく、その時に際して通貨となり、即ち支拂準備金となり得るを以て足ると共に、銀行の金融機關たる性質より見て、また左様にあるべきものである。これが、平常の業務上の支拂に對する準備として通貨の形態に於て保有すべき資金を、支拂準備金と名付け、非常時に對する用意の資金は、支拂準備金たり得る資産として兩者を區別するの理由である。

更に、支拂準備金はその金額を算定し得るものであるが、非常時に對する用意としての資金は、何程を要するか全く算定し得るものではない。それは、その引出さるゝ原因たる事情を異にするからである。

銀行が、平常その業務上支拂を求めらるゝものゝ中、現金が引出さるゝ主なる場合は、さきに述べたる如く、生消費としての支拂及び勞銀の支拂のためであつて、それは結局に於て小賣取引の決済に充てられるものである。而して、これは、平日と月末近き日に於て、その所要金額は異なるけれども、社會情勢の平靜なる限り、あまり變動のあるものではない。従つて、この目的のために引出さるゝ金額の預金總額に對する割合は、略々一定のものであつて、それは經驗と統計とを以て算出し得るものである。また、手形小切手を以て引出さるゝ額も大口取引の決済か資金投下の取引かに基くものであつて、それらは支拂人によつて引出さるゝと共に、受取人によつて預け入れられるもので、一定の景氣狀況の下に於ては、また、略々一定程度の金額のものであり、且つ、銀行相互間の授受に終るものであるから、假令、交換決済資金を以てして幾分の不足があるにしても、コールその他の方法によつて圓滿に決済し得るものである。

しかるに、緊急非常時に於ける取付として要求せられる資金は、金融恐慌によるか、然らざれば預金者の銀行に對する信頼の低下によるのである。かゝる場合に於ける支拂要求金額は、若しこれを豫想し得るとすれば、たゞその最高金額だけであつて、それは、要求拂預金ばかりではなく、その他の預金に於ても、期限の到來せるものゝ全金額に等しき金額である。銀行がかゝる金額を常に通貨を以て庫中に準備して置かなければならぬものとするれば、その安全性を維持する事は出來ても金融機關たるの意味を失ふこととなるのは前に述べたる通りである。従つて、かゝる金額を通貨を以て準備するといふことは、銀行として無意味のことと言はなければならぬ。換言すれば、銀行が金融機關たる職能を全うする上に於ては、かゝる非常時に對する支拂準備の資金なるものは算定の出來得ないものと言はなければならぬ。

三 銀行法施行細則に規定する支拂準備

支拂準備金は何時にても支拂に應じ得る形態にて保有せられる。即ち、現金通貨か預金通貨として保有せられる。併し、支拂準備金たり得る資産は緊急非常時の支拂資金であり、即時の支拂に應じ得る形態にて保有せられて居らないから、愈々これを支拂に充つる必要の生じたときは、平常の支拂準備金と同様に、現金通貨か預金通貨かの形態に替へなければならぬ。これに替へることによつて、支拂準備金となるのである。従つて、平素の支拂準備金を直接的支拂準備金と言ふならば、これは間接的支拂準備金と言ひ得ない譯ではない。

直接支拂準備金は支拂待機の状態にあるものであり、間接支拂準備金は投資の状態にあるものであるから、こ

の兩者は資金運用上の性質を異にするものであること前に述ぶるが如くであるが、併しこれらを總括して支拂準備金と見るものにあつては、廣義の支拂準備金をその内容によつて第一線支拂準備金、第二線支拂準備金及び第三線支拂準備金に分類するものもあり、また、本源的支拂準備金（第一次支拂準備金—Primary reserves）と第二支拂準備金（Secondary reserves）とに分類するものもある¹⁾。

我國の銀行法施行細則に規定せる「支拂準備＝關スル明細書」の附屬雜形は前者の分類によるものである。即ち、その第一欄には現金、地金銀、外國通貨、日本銀行への預ケ金及び郵便振替貯金、第二欄には日本銀行以外の銀行への預金、コールローン及び銀行引受手形、第三欄には手許所有國債が各々記載されてゐる。

今、これにつき一々その内容を検討するに、第一欄の現金は、銀行の貸借對照表上に於ける現金であつて、その中には、現金通貨たる本位貨幣、補助貨幣、政府紙幣、兌換銀行券のほかは他店券なるものが含まれてゐる。他店券とは満期日となれる手形小切手、支拂期日の到來せる配當金領收書、利札、組合銀行間の領收書、郵便爲替證書、振替貯金拂出證書及び諸官廳支拂命令書、償還期日の到來せる公社債證書等の、銀行が取引先から受入れたる各種證券にして、次の手形交換日に手形交換所に持ち出し取立決済せられるまで手許に保有するものを言ふ。従つて、他店券は、次の交換日に他行より、日本銀行に於ける預金の形態にて支拂を受くる金額を示すものである。手形交換機構に於て、各銀行は自行宛の手形小切手を以て支拂の請求を受くるものであるから、それに對應して考へるならば、この他店券なるものは支拂準備金たり得る資金と見得るのであるが、これは現金通貨ではないから、これを現金と稱するは單に銀行的用語たるに止まるものである。

1) Rodkey, R. G., *The Banking Process*. 1928.
Atkins, P. M., *Banking Secondary Reserve and Investment Policies*. 1930.
Edwards, G. W., *Principles of Banking and Finance*. 1932.
Steiner, W. H., *Money and Banking*. 1933. 等米國の學者に多い。

地金銀及び外國通貨は、銀行の買入れたる古貨幣、金銀延棒等または所有外國貨幣(多くの場合、弗貨又は磅貨)を言ふ。我國の銀行勘定に於ては、通常その金額は殆ど言ふに足りないものである。また、支拂準備金は何時にても支拂ひの要求に應じ得る形態に於てあるべきものとせば、地金銀及び外國通貨はむしろ支拂準備金たり得る資産と見るべきであらう。

日本銀行への預ケ金(日本銀行營業報告に於ては一般預金)といふは、銀行が手形小切手等の交換戻を決済する資金として保有することにより支拂準備金となる。一般預金は必ずしもその全部が交換戻決済資金たるものではなく、銀行が適當なる投資口を見出し得ない資金も、この形態に於て保有せられる。従つて、日本銀行預ケ金の中より支拂準備金の部分を差引きたる残額はその銀行のもつ所の遊資と認められる。

郵便振替貯金は、振替貯金加入者の多くが銀行と取引關係を有するから、銀行も亦その口座に加入し、口座加入者相互間の振替計算をなすことによつて支拂の決済を行ふ必要上保有する所の資金である。郵便振替貯金は日本銀行への預ケ金と異り、利子が附くものであるけれども、コールローンの如く投資の目的を以て保有せられるものではなく、單に支拂請求に應ずるために保有せられてゐるのであるから、その意味に於て、これは日本銀行への預ケ金と同様に銀行の支拂準備金である。

以上に述べたる「支拂準備金ニ關スル明細書」雛形の第一欄に記載せられたる資金は、銀行が何時にても支拂ひ得る形態に於て保有せられ居るものと考へられ、通常、支拂準備の第一線と呼ばれてゐるが、上述の如く、各項目につき吟味を加ふれば、必ずしもその全部が支拂準備金の本質に適合するものとは言ひ難く、中には、間接的

支拂準備金と解せらるべきものもあるが、比較的通貨に近い性質を有するために、これに含ましめられてゐるものである。私を見る所によれば第一欄の中には現金並びに日本銀行への預ケ金(但し遊資を控除したる部分)及び郵便振替貯金の三項目を以て支拂準備金を構成する資金となすのである。

「支拂準備ニ關スル明細書」雛形の第二欄及び第三欄は、通常、各々支拂準備の第二線及び支拂準備の第三線或は兩欄を合して第二線支拂準備金と稱せられてゐる。併し、第二欄及び第三欄の各項目は何れも支拂準備金たり得る資産、即ち間接的支拂準備金であつて、何時にても即座に支拂の請求に應じ得る形態を以て保有されてゐるものではない。従つて、間接的支拂準備金は銀行の非常時に於ける安全性が考慮にいられると共に、平常時に於ける収益性に對しても、或る程度の重點が置かれなければならない。今それを第二欄第三欄の各項目について考察すれば、次の如くである。

第二欄最初の項目たる日本銀行以外の銀行への預ケ金は同業者間の預金である。即ち、地方の子銀行が資本關係、或は取引關係ある都市の親銀行に對し預金勘定(主として當座預金)を開いてゐる場合、または、銀行間の交誼に基く手形交換所の代理交換の委託、その他爲替尻決済のために小銀行が大銀行へ預金する場合に生じたる預金である。預入銀行の立場からいへば、かゝる預金は何時にても自己の欲する通貨形態を以て引出し得る性質のものであるが、これを非常時に於ける支拂準備としての觀點より見れば、かゝる場合には預入を受けたる銀行も亦、非常時的なる支拂の困難を排除して後に支拂の可能なるものである。

この預金は、日本銀行に於ける預ケ金と、預金たる性質に於て、外見的には異なる所なきものであるけれども、

日本銀行は兌換券發行の權能をもつものであるから、非常時に於ても創作的に資金を造出して拂戻に應ずることを得るのであつて、その拂戻のために特に、非常時的なる窮屈と困難とを排するの必要がない。然るに、普通銀行が他行より受け入れたる預金の拂戻は、非常時に於ては、その銀行の持つ所の、所謂間接的支拂準備金たる資金を通貨化して後に初めて可能となるものであつて、かゝる際に於けるその通貨化といふことには、甚だしき困難が伴はないとは限らないのである。それ故に、預入をなしたる銀行に於ては、かゝる預金は、平常時に於ては容易に支拂に充て得る形態のものであるけれども、非常時に於ては、必ずしも然ることを望み得るとは限らないものと言はなければならぬ。この點がこの種の預け金が日本銀行への預け金と異つて、間接的支拂準備金と看做さるゝ所以である。

次に、コールローンは銀行法施行細則²⁾によれば、翌日物、無條件物及び七日以内据置の短期融通金である。銀行は支拂準備金として必要な金額を算出したる以上は、それを超ゆる所の手許資金は、所謂遊資なのであるから、貸出に向ける所のものである。その中、當日に於て支拂の必要がなくとも近日中に必要となると認めらるゝ部分が、この短期の放資として、コールローンとして貸出さるゝものである。それ故に、これは、直接的支拂準備金ではなくして間接的支拂準備金なのである。

第二欄最後の項目は銀行引受手形である。現に、我國に於て銀行引受手形は餘りこれを見ることが出来ないが、その項目が主として意味する所のものは、貿易手形である。即ち、輸出引受手形(所謂スタンプ手形)と輸入引受手形(市中銀行の引受並びに正金銀行の裏書ある手形)とである。銀行法施行細則には「本表ニ記載スベキ銀行預

ケ金及銀行引受手形ハ短期間ニ回収シウベキ確實ナルモノニ限ル」と規定し、その短期間の何日なるかを明示してないが、回収の時日にその標準を置くべき事は明かである。上述の貿易手形の引受は、銀行の立場からすれば、コールローンと同様に、手許資金の中、支拂準備金に過剰する部分の投下せられたるものである。また、銀行引受手形と稱せらるゝものの中には、商業手形（たとへば紡績手形の如し）單名手形等があるが、これらは短期間に回収し得べき確實なるものとは限らないから、間接的支拂準備金としては寧ろ不適當といはねばならぬ。

第三欄には手許所有國債のみが擧げられてゐる。手許所有國債とは銀行の所有國債より保證、擔保等に提供したるもの、又は他に貸與したるものを除き、現實に銀行の占有せる國債である。³⁾ 國債は日本銀行へ持參すれば何時にても貸付の擔保となり、銀行引受手形の再割引と殆ど同等の資格が認められる。併し、特に第三欄に獨立して記載される所以は、第二欄に掲げられたる日本銀行以外の銀行への預ケ金、コールローン及び銀行引受手形はその現在高の金額が、そのまま間接的支拂準備金と看做し得るに反し、國債に在りては資金化して幾何の金額を得るや必ずしも明瞭でない。⁴⁾ 従つて、兩者を別欄に記載して計算の混淆を避けんとしたものである。銀行が國債を手許に保有する目的は、貸出に於て、適當なる投資口を見出し得ざる遊資を有利に投資するにある。併し、國債は日本銀行に持參すれば何時にても、所要の資金の貸出を受け得るものであるから、その意味に於て間接的支拂準備金である。

以上は我國の銀行法施行細則「支拂準備ニ關スル明細書」雛形に謂ふ所の支拂準備の吟味であるけれども、これによつて明かなる如く、その所謂間接的支拂準備金、即ち第二欄及び第三欄の資産は主として投資の状態にあるものであつて、支拂待機の状態にあるものではないから、眞の意味に於ける支拂準備金ではないのである。

3) 笹原正志著・銀行法通釋・一八七頁
4) 前掲書二二四頁